

手 数 料 表

本紹介所が有料職業紹介サービスを提供させていただきましたときは、次の手数料を申し受けます。

1 求職受付手数料

求職（取扱職業のうち家政婦（夫）のみ）の申込みを受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を求職者から申し受けます。

求職の受付1件につき **660円**

ただし、同一の求職者に係る求職の申込みの受理が1ヶ月間に3件を超える場合は1ヶ月につき3件分に相当する額を限度とします。

2 届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
【受付事務サービス】 求人を受け付けるときの事務費用	求人1件について <u>1,000円以内</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
【職業紹介サービス】 求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	成功報酬：（期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>40%以内</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
	成功報酬：（期間の定めのある雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>40%以内</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
【職業紹介の付加サービス】 求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬：当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>40%以内</u> 手数料負担者は 求人者 とします。

【在宅介護をご利用の場合】

個人家庭において介護労働者法第2条第1項に係る介護作業に従事する家政婦（夫）については、労災保険特別加入に係わる第二種特別加入保険料に充てるべき額を徴収します。	支払われた賃金の <u>1,000分の5.5</u> 手数料負担者は 求人者 とします。 ※ただし、家政婦（夫）が特別加入した場合に限ります。
--	---